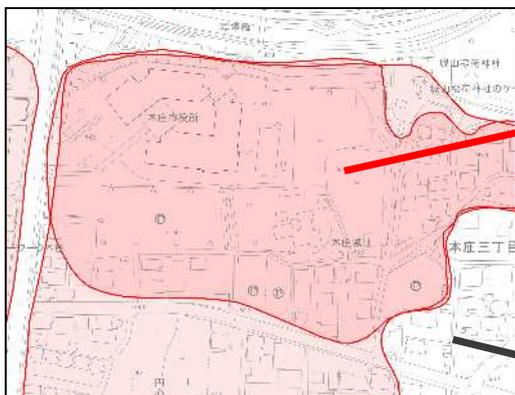


埋蔵文化財包蔵地内での工事手続き

1. 埋蔵文化財包蔵地を調べる（窓口・TEL・FAXで工事予定地の地番を伝えてください。）



範囲内

工事の実施が決まったら、工事予定地が遺跡の範囲内に入っているかを確認してください。



工事着工 **60 日前**までに届出が必要です→2 にすすむ

範囲外



届出等の必要はありません

※埋蔵文化財包蔵地とは…文献や過去の調査からその場所に遺跡があると思われる場所（地域）のことです。

2. 届出の手順

別紙記入例にそってA～Cの書類を記入し、以下の図面を添付してA「埋蔵文化財の所在及び取り扱いについて（照会）」を2部、B「埋蔵文化財調査承諾書」・C「埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について」を1部ずつ文化財保護課の窓口まで提出してください。（書類は本庄市役所4階 文化財保護課窓口配布のほか、A・Bは本庄市HP、Cは埼玉県HPよりダウンロードできます。）

A「埋蔵文化財の所在及び取り扱いについて（照会）」	2部提出
B「埋蔵文化財調査承諾書」	1部提出
C「埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について」	1部提出

+

公図・現況図・配置図・基礎伏図・基礎断面図・地盤改良施工図・工程表等 3部提出



届出から **10 日程度**で今後の手続きについて回答します。回答があるまでは工事をしないでください。
→3 にすすむ

※現状の高さ・工事の掘削深度によって今後の手続きが変わるため、添付する図面にはB.M.と設計G.L.の明記をお願いします。

3. 回答と今後の手続き

a～cのいずれかを回答します。

事前の確認調査（試掘）が不要

a. 慎重工事



【工事着工可能】慎重に工事を実施してください。

現地に文化財がないことが過去の調査からわかっている場合

b. 工事立会



基礎工事等の際に職員が立ち会います。
立会后、文化財に影響がないことが確認されたのち、工事着工可能です。

現地に文化財があることが過去の調査からわかっているが、基礎底が文化財を破壊しない場合



工事着手の2、3日前までにご連絡ください。

事前の確認調査（試掘）が必要

c. 確認調査



現地に文化財があることがわからない場合、または文化財があるが基礎底が文化財を破壊する場合

※事前の確認調査（試掘）とは…現地に実際に遺跡があるかを確認する調査です。



写真 1

①本庄市の担当職員と確認調査の日程を決めます。

※調査まで数週間いただくこともあります。

※確認調査の日数は、個人住宅の場合1日程度で終了しますが、大規模な工事の場合は1ヶ月程度かかることもあります。

②確認調査の初日または事前に、代理人様の立ち会いをお願いします。

・ 事前に敷地範囲の確認、現状埋設物（水道、ガス管等）の確認をお願いします。

・ 調査では幅1～1.5m程度、長さ数m～数十m（必要な面積、深さは現場ごとに異なります。）の溝を掘り、遺跡の有無を調べます。（写真1）

・ 調査が終わりましたら、掘削土を埋め戻します。

③調査終了後に結果をお電話でご報告し、後日書類で報告書をお渡しします。

確認調査の結果、設計変更や正式な発掘調査が必要になった場合は改めてご相談させていただきます。

→4へ

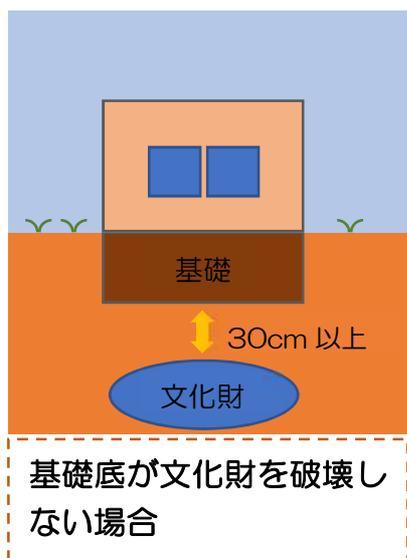
4. 確認調査の結果

文化財がなかった場合

a. 慎重工事

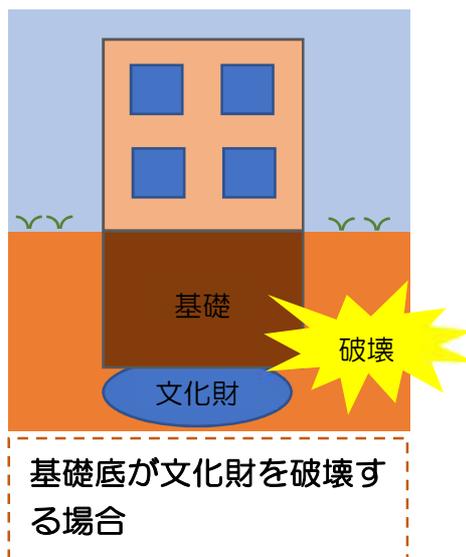
【工事着工可能】 慎重に工事を実施してください。

文化財があった場合



b. 工事立会

3の工事立会と同じ手続き。
工事着手 2、3 日前までにご
連絡ください。



c. 発掘調査

- 設計変更をお願いする場合があります。
- 発掘調査費用は原則事業主負担となります。
※個人住宅には補助金が適用されます。詳しく
は担当者までお尋ねください。

※発掘調査（本調査）とは…基礎があたるなど遺跡が
破壊されてしまう恐れがある場合、遺跡のことを記録
して保存するために行う発掘のことです。

★問い合わせ先★

本庄市役所児玉支所内
文化財整理室（文化財保護課）
TEL・FAX 0495-72-6841
※令和3年度より変更になりました